

各種申請規定

名称登録規定

- 名称を登録する場合は、その名称が重複しないよう協会に事前に確認する。
- 名称の登録は、所定の登録用紙に記入の上、申請をする。漢字は、当用漢字とする。
 - 同音同字の名称は認めない。
 - 名称の登録料は、一点2万円とする。納入された日から有効とし、有効期限は5年とする。
 - 名称登録の更新について
 - 有効期限の三ヶ月前に登録者に連絡をし、その更新を希望するものは期限内に登録料を納める。
 - 更新をしない名称は、失効する。
 - 名称が失効になっても、その登録品が流通しているときは、銘鑑編成委員会で協議の上対処する事ができる。
 - 名称の公表について
 - 名称登録されたときは、会報で公表する。
 - 登録者が複数の場合、代表者一人とする。
 - 名称の譲渡について
名称の登録者は、その名称を譲渡する事ができる。ただし、譲渡されたものは、速やかに登録料を納付する。
 - 名称の登録料について
 - 名称の登録料は、返却しない。
 - 名称登録品を本登録するときは、すでに納付された名称登録料は本登録料から控除される。
 - 社団法人日本おもと協会主催、並びに支部の展示会での名称の使用について
 - 名称登録されている品種は、「名称登録 何々」と表示する。
 - 名称登録されていない品種は、「仮称 何々」または「何々実生」と表示する。

(付則) この細則は、平成17年6月12日から適用する。

新品種登録規定

- 名称を登録していない品種は、本登録を申請する際に、事前にその名称が有効であるかを本会事務所に確認すること。
- 新品種を登録するときは、本会所定の「新品種登録申請書」に記入の上審査会一週間前までに提出すること。
登録者が複数の場合には、代表者を明記すること。
- 新登録品種は至芸の親木を含む5本以上を所定の場所に展示し、その品種の経歴、特長を明記しなければならない。
展示品は、体裁を整えること。
- 登録審査会は、10月中に行う。
- 新登録品の審査会は、審査委員並びに銘鑑編成委員で構成する。審査長は審査委員長とする。
- 承認は、出席審査員の5分の4の賛成を必要とする。
- 登録料は一品種20万円とする。
登録承認後、登録者はすみやかに登録料を納入すること。
名称登録された品種の場合は、既に納入された登録料が控除される。
- 登録された品種は、翌年の銘鑑から5年間以上登載される。

(付則) この細則は、平成17年6月12日から施行する。

功労者推薦規定

本協会は、当該年に各支部の支部長から推薦のあった功労者の中から、5名を限定し推挙。また、本協会からの推挙のある場合は3名までを推挙し、いずれも理事会の承認を得て表彰する。

- 公益社団法人日本おもと協会会員又は一般で、協会の発展に寄与された方であること。
- 年齢70歳以上で会員歴20年以上であること。
- 上記の他、運営協力金など、特に顕著な功労のあった方。
- 表彰は、年5名とする。
- 10月の理事会において決定する。
- 協会理事及び業者組合員は、年齢75歳以上で、それぞれの役員歴3期(6年)以上の経験者であること。
- 公益社団法人日本おもと協会並びに支部の推薦に限る。
- 6月の総会后、全支部に推薦依頼をする。推薦者は、10月の理事会2週間前までを、受付期限とする。
- 故人であっても、1項から3項及び6項から7項に該当する方。

(付則) この細則は、平成23年4月1日から施行する。